

秋田県総合公社ウェブサイトリニューアル業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、秋田県総合公社（以下「公社」という）ウェブサイトリニューアル業務の受託者を選定するために行うプロポーザル（以下「本業務」という）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業務名 | 秋田県総合公社ウェブサイトリニューアル業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「業務仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで |
| (4) 契約上限額 | 4,590,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 参加資格

本業務に参加する者は、次に掲げる要件すべてを満たしている者とする。

- (1) 秋田県内に本社、支社、営業所又は事業所を有すること。
- (2) 過去5年以内に、CMSの導入を伴うウェブサイトの構築または改修の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者若しくは再生手続開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者若しくは更生手続開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。

4 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 実施要領等の公開 | 令和8年6月30日（火） |
| (2) 参加申込書の受付 | 令和8年7月 6日（月）午後5時まで |
| (3) 応募に関する質問受付期限 | 令和8年7月14日（火）午後5時まで |
| (4) 質問の回答 | 令和8年7月16日（木） |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年7月30日（木）午後5時必着 |
| (6) プレゼンテーション等の審査 | 令和8年8月 5日（水）予定
※詳細は、提案者に対し別途通知する。 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和8年8月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和8年8月下旬～9月上旬 |
| (9) 新ウェブサイト運用開始 | 令和9年4月～（予定）
※運用開始日については、受託者が決定した後に公社と受託者との間で協議の上、決定するものとする。 |

5 受付期間、提出

(1) 受付期間

- ① 参加申込書 令和8年7月6日(月)午後5時まで
- ② 企画提案書等 令和8年7月30日(木)午後5時必着

(2) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 会社概要(様式2)
- ③ 企画提案書(様式3)
- ④ 仕様対応表(様式4)
- ⑤ 参考見積書(様式任意)

本業務に係るすべての経費を見積もること。また、1年間のCMS保守、障害対応、バージョンアップ等保守に係るすべての経費の見積もりも併せて提出すること。

※保守経費は2(4)契約上限額に含まないが、評価の対象とする。

- ⑥ 事業全体のスケジュール表(様式任意)

(3) 提出部数 正本1部、副本6部及び電子データ

(4) 提出方法 持参又は郵送

6 応募に関する質問

(1) 受付期限 令和8年7月14日(火)午後5時まで

(2) 受付方法 質問票(様式5)をメールで提出すること。

提出した場合、必ず電話により受信確認を行うこと。

(3) 回答方法 令和8年7月16日(木)に公社ウェブサイトで公表する。

ただし、審査に影響しない軽微な質問、単なる事業概要に関する質問等については、質問者にのみ回答する。

7 審査

(1) 審査方法

本業務に係る審査委員会を設置し、審査会において5(2)提出書類及びプレゼンテーション等により審査を実施する。

なお、プレゼンテーション等による審査会は8月5日(水)を予定しているが、詳細については別途提案者へ通知する。

(2) 審査項目

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高い提案者を選定する。

- ① 新ウェブサイト全体の機能・操作性が、本業務の目的・方針に合致した内容であり、専門知識のない社員でも容易に内容更新及びページの追加等ができること。
- ② 提出されたページのデザイン・レイアウト案が本業務の方針・ターゲットに合致した、閲覧しやすい内容であること。
- ③ 類似契約実績があること。
- ④ 経費の見積もりが適正であること。
- ⑤ その他、仕様以外の優れた提案があるか。

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対してメールにより通知する。

8 契約の締結

- (1) 7により選定された受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結する。
- (2) 業務仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、受託候補者と公社との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約金額が本業務時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、受託候補者と公社との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議を行うこととする。

9 留意事項

- (1) 応募書類等の作成、提出、審査への参加等、提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 公社は、本業務の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (4) 本業務に関する説明会は開催しない。
- (5) 参加表明後に本業務の参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

10 企画提案書等の提出、問い合わせ先

一般財団法人秋田県総合公社

運営本部事務局 企画事業部

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4番6

TEL：018-896-7166（平日のみ、午前9時～午後5時）

FAX：018-864-3551

E-mail: kikakujigyoubu@akisouko.com